

国保年金課からお知らせ 令和7年分公的年金等の源泉徴収票が 1月中旬から発送されます

公的年金など(国民年金、厚生年金などの老齢または退職を支給事由とする年金)は、所得税法上の雑所得として課税の対象です。この公的年金などを受給した人に、令和7年分として支払われた年金額や源泉徴収された所得税額などを知らせる「源泉徴収票」が日本年金機構より、1月中旬から順次発送されます。確定申告の際にご利用ください。

紛失したときは再発行できますので、下記へお問い合わせください。市役所では源泉徴収票の再発行はできません。なお、源泉徴収票が送付されない人もいますので、詳しくは、下記へお問い合わせください。

■・ねんきんダイヤル(月曜日午前8時30分～午後7時、火～金曜日午前8時30分～午後5時15分、第2土曜日午前9時30分～午後4時。祝日は除く)

📞0570(05)1165(ナビダイヤル)

※050で始まる番号で電話する場合は

📞03(6700)1165

・日本年金機構 草津年金事務所

📞(567)2220

※お問い合わせ時は、基礎年金番号を用意してください。

人権擁護委員 就任

1月1日、人権擁護委員として岡田 敏夫さんが新たに就任されました。

市全体で11人の人権擁護委員が、人権相談への対応や、幼稚園などでの人権教室、人権擁護委員の日(6月1日)などの人権啓発活動などを行っています。

人権擁護委員について詳しくは、下記広報もりやま令和7年5月15日号13頁をご覧ください。



広報もりやま
5月15日号13頁

岡田 敏夫さん(小津学区)

問人権政策課

📞・㈹(582)1116 FAX(582)0539

災害時情報伝達手段(防災行政無線)における 戸別受信機の貸与

携帯電話、スマートフォン、タブレットなどを持っておらず、災害時の情報入手が困難な世帯に対し、避難情報や緊急地震速報などを受信できる戸別受信機の貸与を開始しました。

戸別受信機とは

平常時は、定期的に通信状況を確認するための確認音が鳴ります。

災害時は、避難情報や緊急地震速報など、携帯電話などで受信できる情報が流れます。

自宅の受信環境の良い場所(窓際など)に設置してください。

■・携帯電話、スマートフォン、タブレットなどを所有していない人のみで構成される世帯

・携帯電話、スマートフォン、タブレットなどを所有せず、日中(昼間)独居となり、「守山市避難行動要支援者名簿に関する条例第3条(避難行動要支援者の範囲)」に該当する人がいる世帯

■申請書を直接、下記へ。申請書は、下記のほか、各地区会館に設置。

他・原則、無償ですが、破損や紛失は費用を負担いただくことがあります。

・電池代や電気代は、借りている人の負担です。

・貸与ですので、適切に管理してください。貸与の対象外となったり、市外へ転出する場合は返却いただきます。

・貸与台数は1世帯に1台に限ります。

問危機管理課 ☎(582)1119 FAX(583)5066

